

令和2年度 JAS構造材個別実証事業について



木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

JAS構造材個別実証支援事業は
『JAS構造材活用宣言事業』で登録された施工業者が
申請をすることができます。

林産物JASとはJAS規格に基づき登録認証機関から認証を取得した認証事業者が、生産する林産物に対して格付けされます。

JAS規格の区分	林産物JASの品目
製材	目視等級区分構造用製材(グリーン材)
	造作用製材
	下地用製材
	その他
	機械等級区分構造用製材※
	目視等級区分構造用製材(乾燥処理材)※★
枠組壁工法構造用製材(たて継ぎ材を含む)※	枠組壁工法構造用製材※(たて継ぎ材を含む)
集成材	造作用集成材
	構造用集成材(小断面)
	構造用集成材(中断面以上)※
直交集成板(CLT)	直交集成板(CLT)※
単板積層材(LVL)	造作用LVL
	構造用単板積層材(LVL)※
構造用パネル(OSB)	構造用パネル(OSB)
合板	構造用合板
	普通合板
	その他
フローリング	フローリング
その他	素材など

※本事業で『JAS構造材』に区分する品目

★機械等級区分構造用製材を主要構造部に使用する場合のみ、機械等級区分構造用製材とあわせてJAS構造材として扱うことができます。

注) グレーディングマシンで性能が計測されたラミナ材を使用した『集成材』を『機械等級製材』と間違われる例が多発しております。

2つの品目の見分け方については、p6「機械等級区分構造用製材」と「構造用集成材」を参考にしてください。

本事業では次の5つの林産物JASの普及、及び建築物の構造材として実際に使用していただくことを目的としています。

- 1 機械等級区分構造用製材(以下「機械等級製材」)
- 2 枠組壁工法構造用製材
及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以下「2×4製材」)
- 3 直交集成板(以下「CLT」)
- 4 構造用集成材
(中断面以上(短辺75mm以上、長辺150mm以上))
- 5 構造用単板積層板(以下「構造用LVL」)

本事業では、『JAS構造材』を実証で利用していただく『建築事業者（p13対象事業者参照）』への助成になります。

助成額については、以下の考え方により算出されます。

手順① 建築物の建築階数、建築確認申請の用途区分を確認する

施主による条件

階数による条件（p15対象物件参照）

建築確認申請での用途による条件（ホームページに掲載）

手順② 建築物を助成対象とするための条件を確認する

指定する構造体力上重要な部分(以下「構造部」)の全部または一部に
次のうち1つ以上の林産物JASの品目を使用する

- 機械等級製材
- 2×4製材
- CLT
- 中断面以上構造用集成材
- 構造用LVL

→指定する構造部

- 『機械等級製材』→柱、梁桁、トラス、土台
- 『2×4製材』、『CLT』、『中断面以上構造用集成材』、『構造用LVL』
→壁、床、屋根、横架材

手順③ 林産物JASを『JAS構造材』、『その他林産物JAS』に区分する

手順②で指定した構造部で使用した林産物JASの品目は構造部に使用しない部材を含めすべて『JAS構造材』として扱います。

例)『機械等級製材』を柱で使用した場合、『機械等級製材』がJAS構造材として区分され、当該建築物で使用される『機械等級製材』はすべて『JAS構造材』の条件で助成額が計算されます。

助成対象となる材積については、手順⑤で確認してください。

乾燥処理された目視等級区分構造用製材(以下「目視等級製材(乾燥処理)」)については、「機械等級製材」が『JAS構造材』と区分された場合のみ『JAS構造材』として扱います。目視等級製材(乾燥処理)を単独で『JAS構造材』とすることはできません。

手順④ 対象となった建築物を階毎に『助成対象階』か非かを区分する

『JAS構造材』を構造材として使用している階のみが『助成対象階』となります。

手順⑤ 『JAS構造材』の助成対象の材積を確認する

『助成対象階』で使用された『JAS構造材』のすべての材積が助成対象となります。

「機械等級区分構造用製材」と「構造用集成材」

構造用に使用される林産物JASの木材製品では強度などの性能が計測され、その結果がJASマークとあわせて表示されているものがあります。『機械等級区分構造用製材』には『E-90』、『構造用集成材』には『E90-F255』などと、それぞれ表示されています。

この二つの品目は「柱」や「梁桁」などの軸材として利用されるため、混同される傾向が見られます。

「無垢」の木材で「E-〇〇」の表示があるものが「機械等級区分構造用製材」に該当し、「ひき板」を積層した木材（表面に化粧張りした木材は小口面で確認することができます。）は、「構造用集成材」に該当しますので、十分注意してください。なお、構造用集成材のJASマークではヤング係数「E-〇」とあわせて強度性能「F-〇〇〇」が表示されるほか、「構造用集成材（〇断面）」という品名の表示が見分けのポイントとなります。

手順⑥ 『その他林産物JAS』を区分する

『JAS構造材』と区分されていない林産物JASの品目を『その他林産物JAS』として区分します。

例) 指定する主要構造部でない間仕切りでしかCLTを使用していない場合は、CLTは『JAS構造材』として区分されないため、『その他林産物JAS』として扱われます。

手順⑦ 『その他林産物JAS』の助成対象材積を確認する

助成対象階で使用された『その他林産物JAS』を助成対象としますが、対象となる材積については、『JAS構造材』の助成材積量に応じます。

- ・『機械等級製材』および『目視等級製材(乾燥処理)』の助成材積の50%
- ・『2×4製材』、『CLT』、『中断面以上構造用集成材』、『構造用LVL』の助成材積と同じ材積

手順⑧ 『JAS構造材』の助成見積額計算方法を確認する

- ・JAS構造材として区分された『機械等級製材』および『目視等級製材(乾燥処理)』、『2×4製材』、『CLT』、『中断面以上構造用集成材』、『構造用LVL』は、本事業における階数の定義により、助成単価変わります。(p15,16参照)
 - 通常50,000円/立米
 - 助成対象の階のみを上から数えて4以上の階に使用されるJAS構造材は100,000円/立米で計算する
- ・JAS構造材として区分された『CLT』は140,000円/立米とする

手順⑨ 『その他林産物JAS』の助成見積額の計算方法を確認する

- ・『その他林産物JAS』は、助成対象となる木材代に加工費、運搬費を加えた調達費の50%の額とします。

手順⑩ 調達費を算出際の値引き、加工費、運搬費について

調達費を算出する際に、値引き、加工費、運搬費は以下の考えに基づいて按分してください。

- ・値引き額は対象となるすべての項目の金額割合で按分してください。
- ・加工費、運搬費は木材の材積で按分してください。
- ・値引、加工費、運搬費は、対象が明確な場合は、その対象のみで按分してください。

加工費、運搬費計上できる費用は以下の項目に当てはまる経費となります。

- ・加工費…木材の切削に係る費用、養生塗装に係る費用になります。
- ・運搬費…助成対象の木材を調達するために必要な運搬費になります。

手順⑩ 助成額を確認する

助成額は次の3つの算出式から一番低い額になります。(上限額あり p17参照)

- ア 事業申請時の見積もりを基に「手順⑧」で計算される『JAS構造材』への助成見積額と「手順⑨」で計算される『その他林産物JAS』への助成見積額を足した金額
- イ 交付申請時の実績を基に「手順⑧」で計算される『JAS構造材』への助成見積額と「手順⑨」で計算される『その他林産物JAS』への助成見積額を足した金額
- ウ 交付申請時の実績を基に計算される『JAS構造材』の実際の調達費及び手順⑨で計算される『その他林産物JAS』の助成見積額を足した金額

ア、イ、ウを比較し、低い金額

	ア. 事業申請時	イ. 交付申請時	ウ. 実際の調達費
JAS構造材	事業申請時に計画している材積（立米） ×5万 or 10万 or 14万	交付申請時に実際に使用した材積（立米） ×5万 or 10万 or 14万	実際の調達費 （木材代、及びそれにか かわる加工費、運搬費）
	+	+	+
その他林産物JAS	計画調達費 × 1/2	実際調達費 × 1/2	実際調達費 × 1/2

本事業に申請できるのは個別実証事業の**対象物件の建築業者**であり、
以下の条件を**全て**満たした施工者とします

ア) JAS構造材活用拡大宣言事業で登録を受けた事業者

イ) 建築確認申請または建築工事届で施工者と確認できる事業者
またはその事業者から本事業を申請する権利を委譲された事業者

ウ) 建築工事業または大工工事業の認可を受けた事業者

エ) 法人格を有する者

オ) **申請数が3件以上の事業者はクリーンウッド法に基づく
登録木材関連事業者であること**

カ) **申請数が3件以上の事業者は、
工場全体の原木買取量(若しくは原材料の買取量)を前年(度)実績と同等
若しくは増加させることを目的に、山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した
JAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請**

本事業は新築及び増改築を行う建築物のうち、建築確認申請または建築工事届を提出し、以下の条件を**全て**満たす物件とする

- ア) 建築確認申請又は建築工事届の建築主が国に該当せず、建築物又は建築物の部分の用途が本事業の規定に沿う建築物
- イ) 3階以下の戸建て住宅を除く建築物(3階以下の戸建て住宅の産業部分は対象)
- ウ) 建築物において基礎を含めた建築工事に、本事業以外の国からの助成を受けていない建築物
- エ) 延べ床面積が10平米を超える建築物
- オ) 指定する部位でJAS構造材を使用した建築物であること

本事業でいう階数とは、2つの数え方があります。

①建築物の実階数

対象建築物かどうかは実際の建築階数での判断になります。

例) 産業用途をもたない3階建て戸建て住宅→対象外

②助成額を計算する際に算出する助成階数

助成額を算出する際はJAS構造材を構造部に使用する階のみを最上階から数えていくつかで判断します。

例) 次ページ参照

階数の考え方 3階建て以下の産業併用戸建住宅 の場合 (製材、集成材、LVLの例)

個別実証支援

立米単価の考え方(3階建て建築物での例、【 】は最上階からの階数)

本事業で階数として算出するのは

『非住宅』、『JAS構造材を構造部に使用』している階のみとなります。

パターン①

全て住宅/全て使用

パターン②

3階住宅/全て使用

パターン③

全て非住宅/1階不使用

パターン④

3階が住宅/1階不使用

対象外

3階

住宅/
構造部に使用

2階【1】

非住宅/
構造部に使用

1階【2】

非住宅/
構造部に使用

2階

50,000円/立米

3階【1】

非住宅/
構造部に使用

2階【2】

非住宅/
構造部に使用

1階

非住宅/
構造部に不使用

2階

100,000円/立米

3階

住宅/
構造部に使用

2階【1】

非住宅/
構造部に使用

1階

非住宅/
構造部に不使用

1階

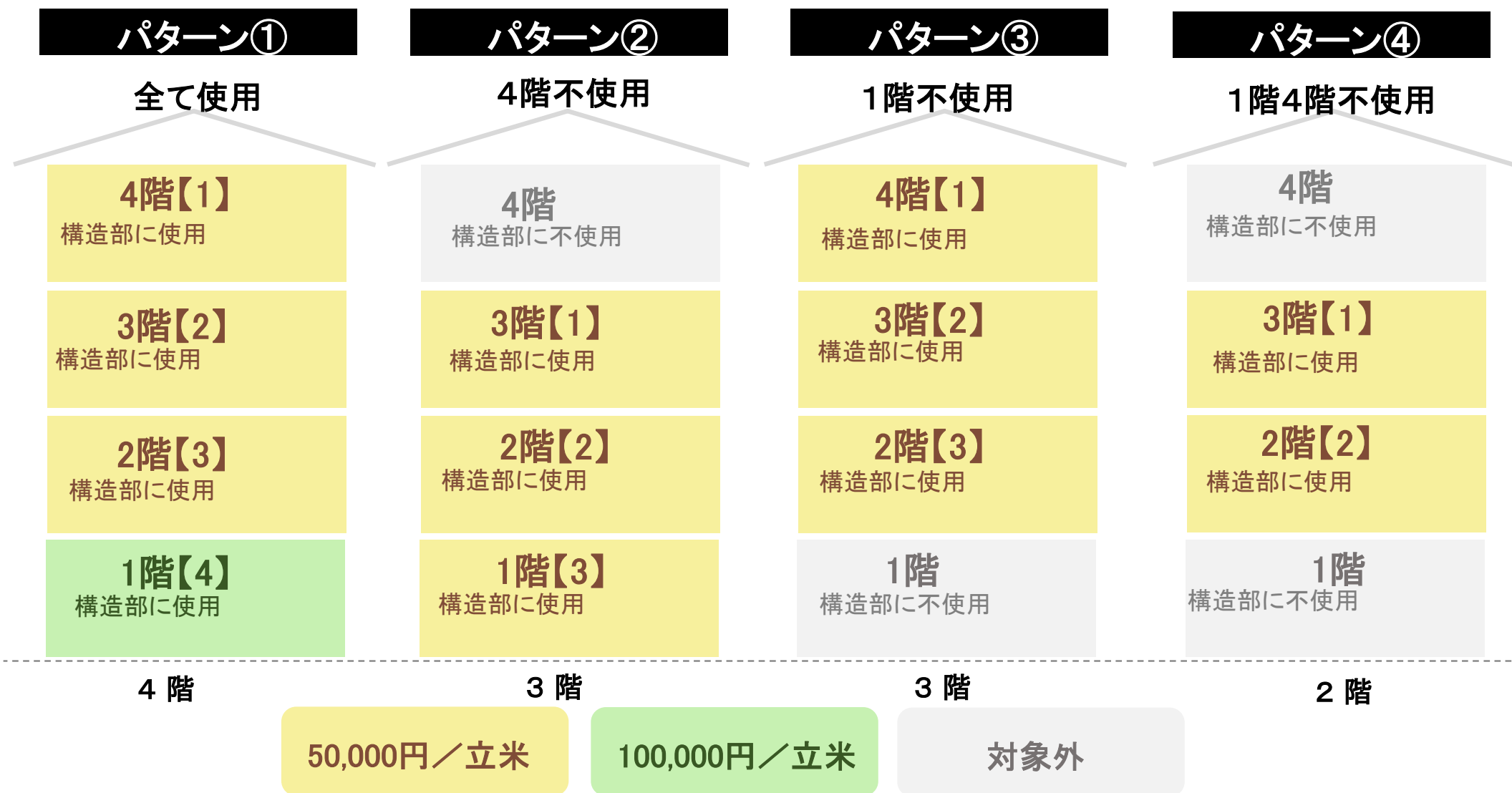
対象外

階数の考え方(製材、集成材、LVLの例)

立米単価の考え方(4階建て建築物での例、【 】は最上階からの階数)

本事業で階数として算出するのは

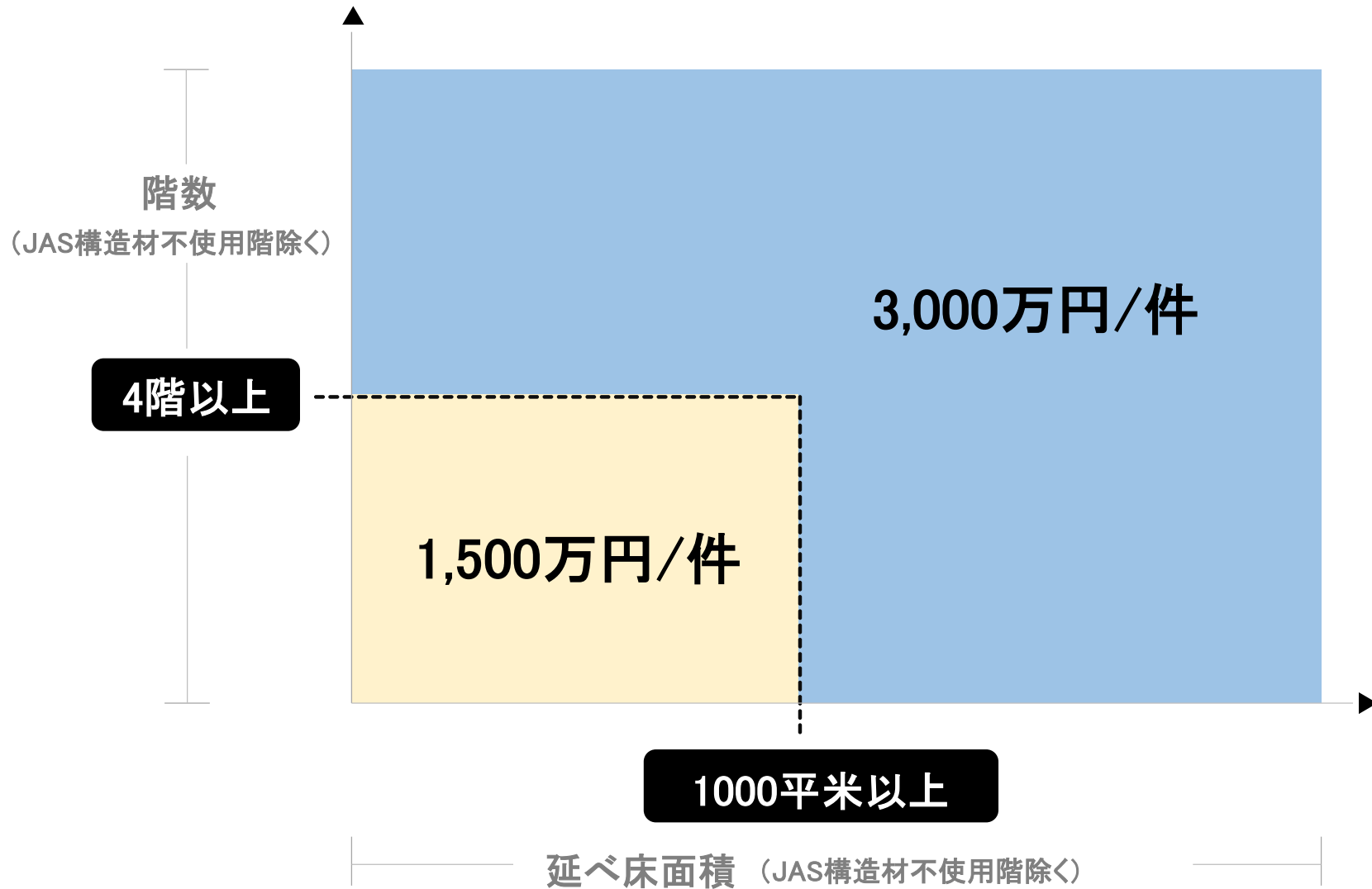
『JAS構造材を構造部に使用』している階のみとなります。



助成: 上限額について

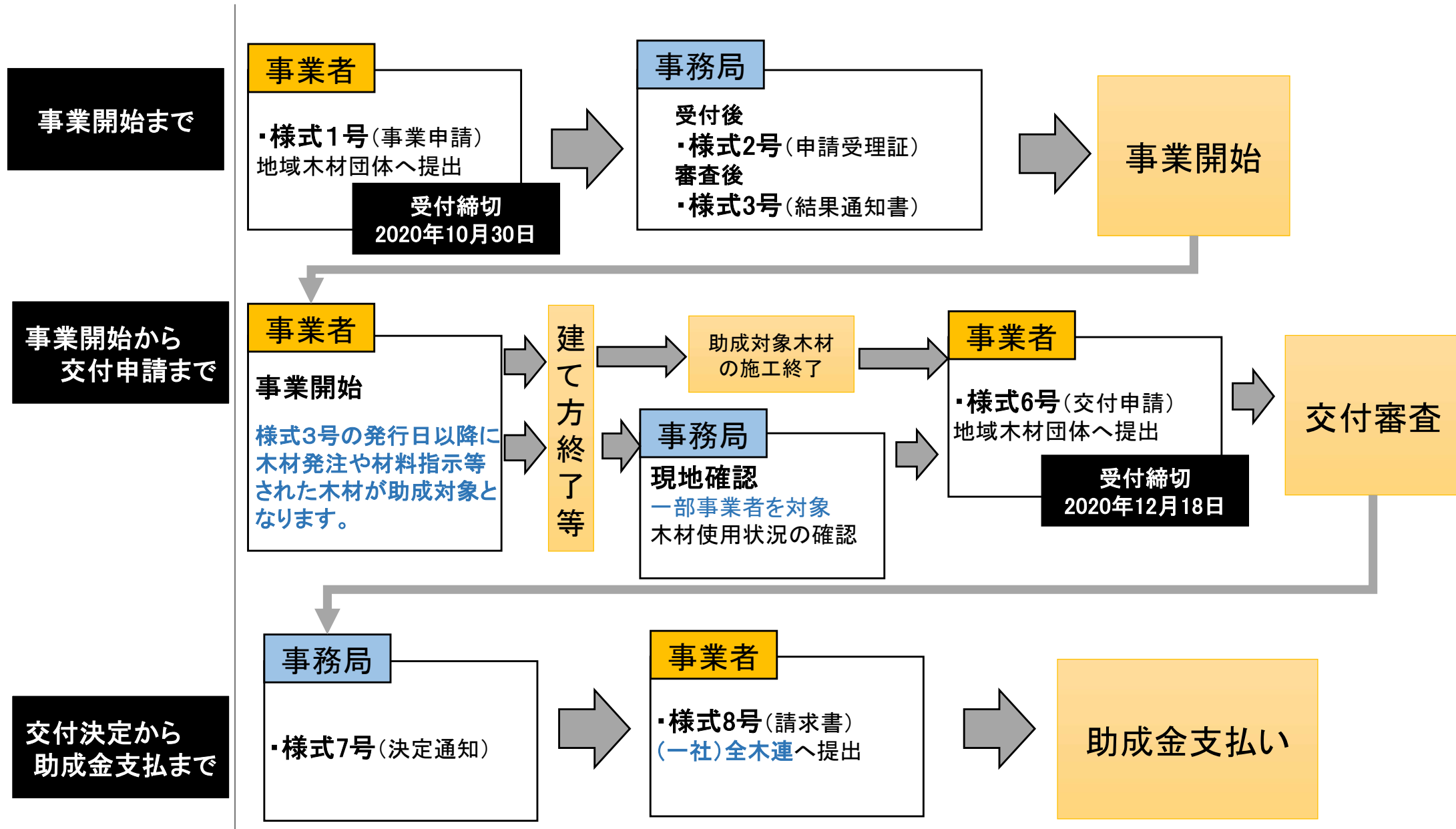
(申請1件当たりの助成額の上限)

1,000平米以上、または最上階から4階以上 = 3,000万円/件



申請の流れ

事業のフロー図



■提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

■提出物

①様式1号

JAS構造材個別実証支援事業申請書

②調達費算出シート及び見積書

(林産物JASの品目区分、予定使用量、予定調達額がわかる資料)

③建築確認申請のコピー(受付の証左があること)

④申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

⑤建築工事業又は大工工事業の許可証の写し

⑥助成金振込先の銀行口座情報

◇申請数が3件以上の事業者

⑦クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを示す登録証のコピー

⑧安定供給協定の締結等に関する資料および共同申請

様式1号 令和 年 月 日

JAS構造材個別実証支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

宣言事業者%、
会社名
住 所
代表者役職名・氏名

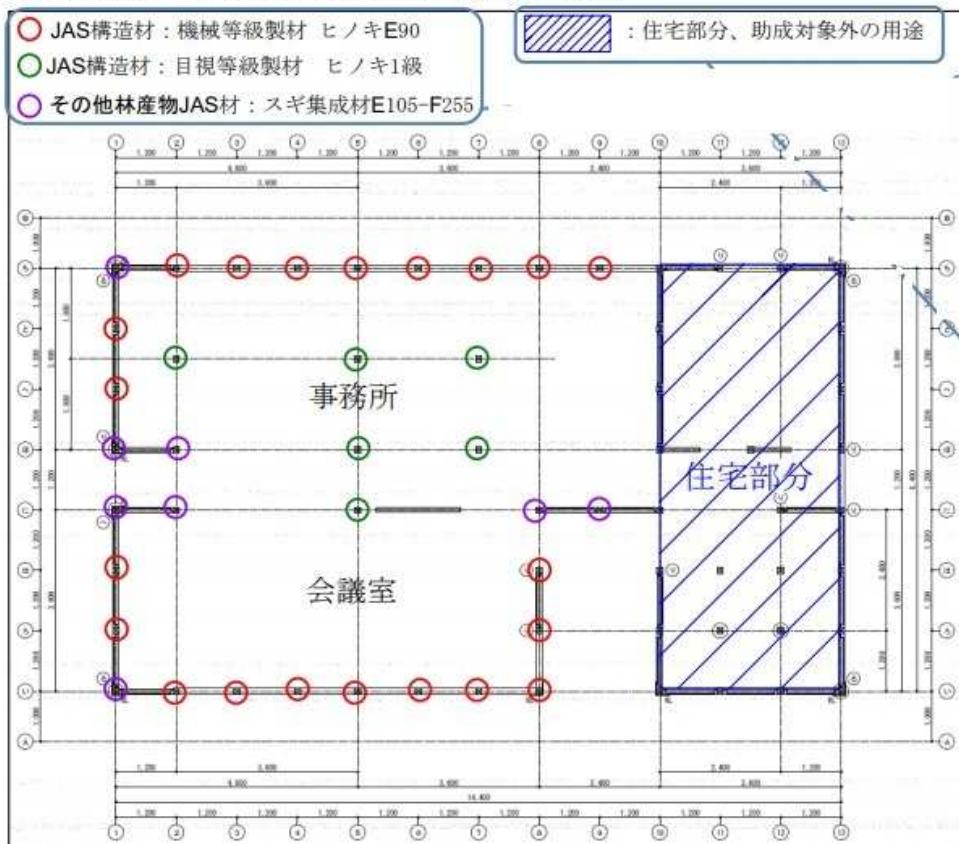
当社は、JAS構造材個別実証支援事業助成金交付規程に基づき、下記物件について個別実証支援事業に申請します。

【物件の概要】

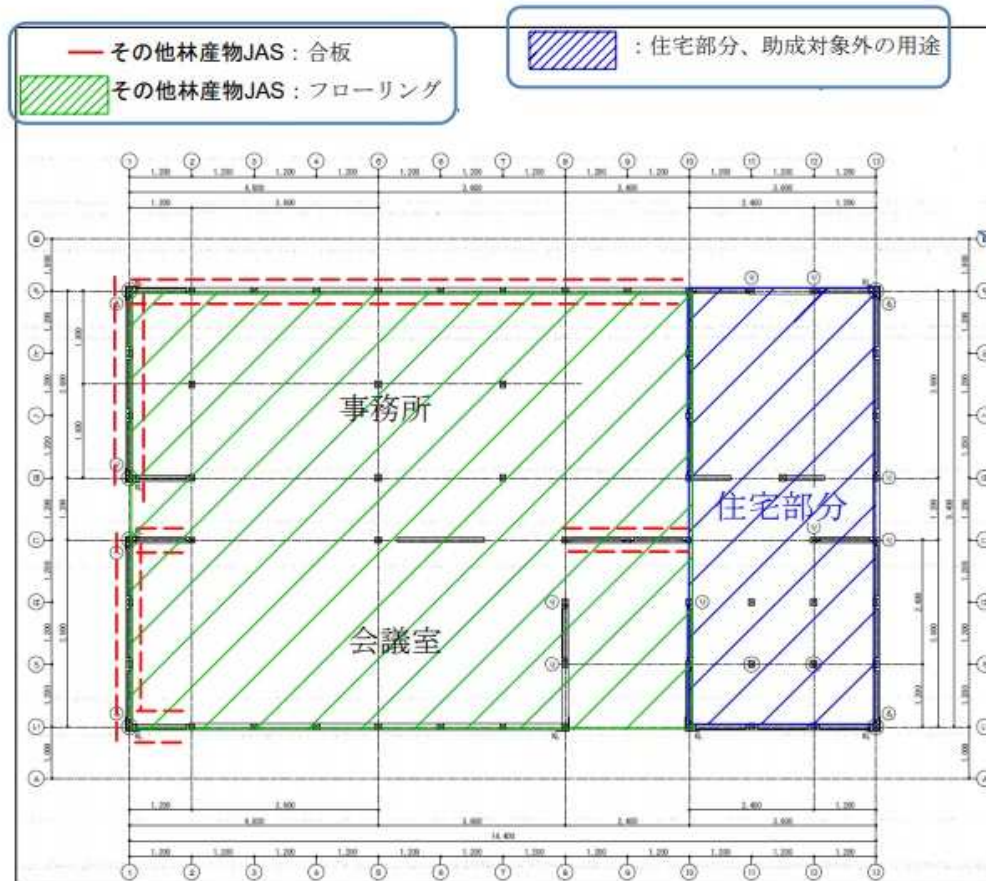
1. 物件の名称	
2. 物件の所在地	
3. 事業担当者の所属・氏名	
4. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel:	
Fax:	
E-mail:	
5. 3件以上を申請する者	
(1) クリーンウッド法登録番号:	登録年月日: 年 月 日
(2) 安定供給協定(交付規程第4の力)の締結	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <small>※記入欄に捺印</small>
6. 建築確認申請の物件の用途	
用途番号:	用途:
7. 物件の階数	地上 階 地下 階
8. 延べ床面積	建築確認申請の延べ床面積 m ²
9. JAS構造材の種類	※指定する構造部に使用するJAS構造材のすべての品目に印を入れる。 <input type="checkbox"/> 機械等級区分構造用製材 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材 (枠組壁工法構造用たて懸ぎ材を含む) <input type="checkbox"/> 構造用集成材 (中断面 (注: 短辺7.5cm×長辺15cm) 以上のものに限る) <input type="checkbox"/> 構造用単板被覆材 (LVL) <input type="checkbox"/> 直交
10. 助成対象	受付締切 2020年10月30日 旬ころ
11. 共同申請者の有無 (2019)	<input type="checkbox"/> あり

④申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

■<軸組構法 平面図の例> (※枠組壁工法もこれに準ずる)



■<軸組構法 平面図の例> (※枠組壁工法もこれに準ずる)



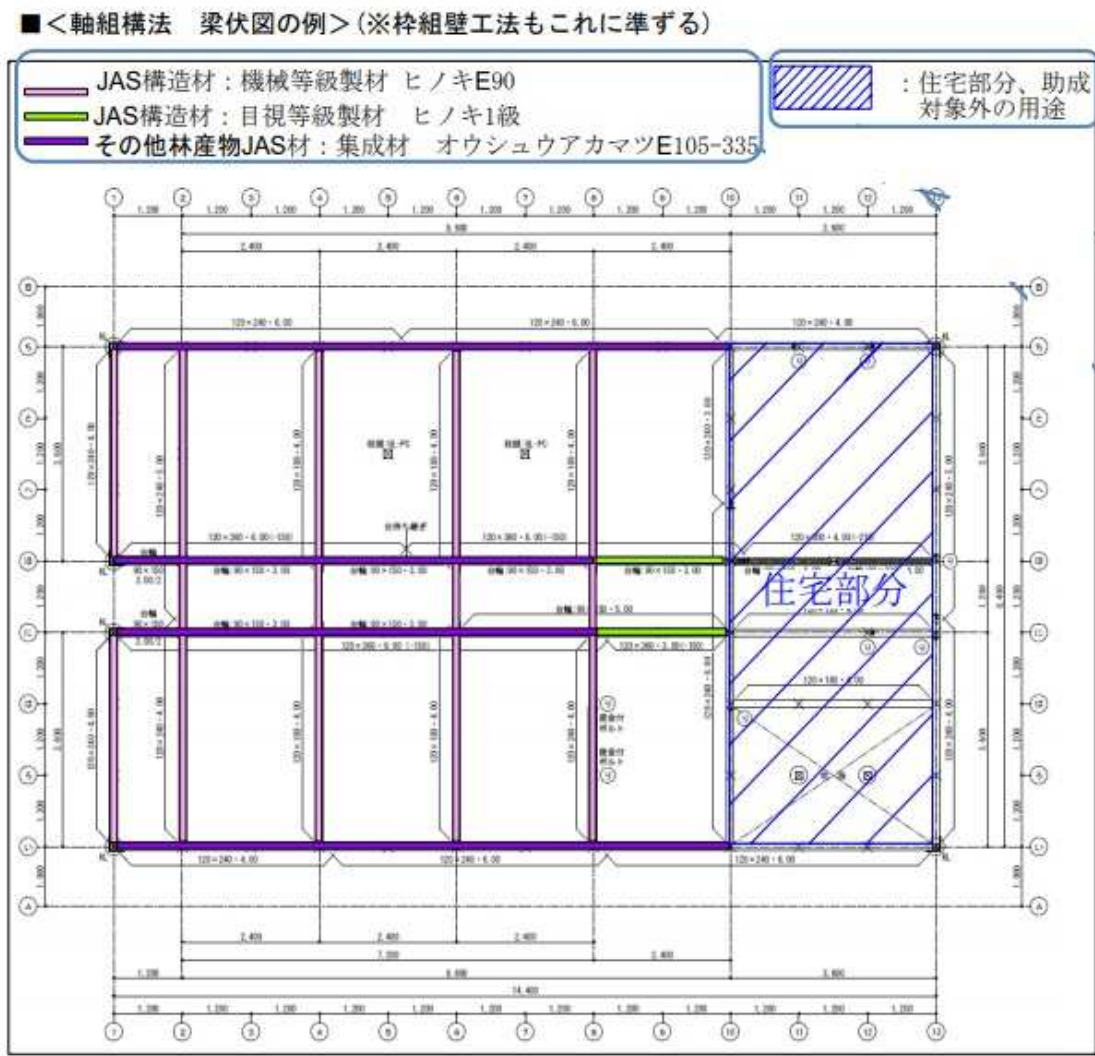


図1-3 軸組工法等の梁伏図の例

■様式2号 JAS構造材個別実証支援事業受付書

様式2号	令和 年 月 日
JAS構造材個別実証支援事業受付書	
宣言事業No. 会社名 代表者名	地域木材団体名 代表者名 印
御社より申請がありましたJAS構造材個別実証支援事業申請書の受理がなされたことを通知します。 なお、採択の有無については後日改めて通知します。	
受付No.	

事業申請を受け付けたことを
地域木材団体から通知いたします。
採択の結果については、様式3号で
連絡します。

■様式3号 JAS構造材個別実証支援事業採択通知書

様式3号	令和 年 月 日
JAS構造材個別実証支援事業審査結果通知書	
会社名 代表者名	一般社団法人全国木材組合連合会 会長 鈴木 和雄 印
御社より申請されたJAS構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。 なお、JAS構造材個別実証事業の実施に当たっては、JAS構造材個別実証支援事業助成金交付規定に基づき実施願います。	
(又は)	
御社により申請されたJAS構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会 が定める基準に従い審査をした結果、誠に申し訳ありませんが不採用となりましたので、 通知します。	
記	
受付番号 個別実証事業No.	以上

事業開始日

採択結果の通知になります。
この通知に**記載された日より事業開始**と
なります。
**この日以降に発注された木材が助成の
対象となります。(除く在庫商品)**

■写真撮影(※)

①荷受け検収写真

材料を現場に荷受けした際の写真
検収ごと(トラックでの搬入の場合はトラックごと)に撮影

②施工写真

助成対象木材の写真を撮影

・部材種ごと(柱、梁、壁、床 等)に撮影

JASマークのあるものは、JASマークがわかるようにアップのものもとる

・施工状態がわかるように、内観の全体図がわかるような写真を、
黒板無しで撮影

③建て方完了後に建物の全景写真(2方向から)

黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影

■交付申請書の書類作成

建て方終了後ではなく、揃えられる書類は事前に作成する。

※ i ~ iii のかかれた黒板とともに撮影
(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種

事務局および地方木材団体は、

一部の個別実証支援事業において、
現地で建て方完了後の林産物JASの利用状況を
確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、
事務局及び地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、
確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

■ 提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

■ 提出物

① 様式6号、様式6号-2

JAS構造材個別実証支援事業助成金交付申請書
別紙1 1~3 助成対象の木材
別紙2 助成金の額

② 建築確認済証のコピー

③ 記録写真

- a. 材料荷受け時の検収写真(検収毎)
- b. 助成対象木材の部材種ごとの写真(部材種ごとに1枚以上)
- c. 建て方終了時に建物の全景写真(2方向から)について(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種を記載した黒板と共に撮影したもの)

④ 申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等(変更があった場合は明記すること)

次ページへ続く

様式6号 令和 年 月 日

JAS構造材個別実証支援事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

宣言事業者No.
会社名
住 所
代表者役職名・氏名

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

【物件情報】

1. 物件の名称			
2. 物件の所在地			
3. 事業担当者の所属・氏名			
4. 事業担当者の連絡先	〒		
住所:			
Tel:	Fax:	E-mail:	
5. 建築確認申請の物件の用途	申請	用途番号:	用途:
	実績	用途番号:	用途:
6. 物件の階数	申請	地上	階 地下 階
	実績	地上	階 地下 階
7. 延べ床面積	申請	建築確認申請の延べ床面積 m ²	
	実績	建築確認申請の延べ床面積 m ²	
8. JAS構造材の種類	※指定する構造部に使用するJAS構造材のすべての品目に印を入れる。		
① 機械等級区分構造用製材	申請	<input type="checkbox"/>	実績 <input type="checkbox"/>
② 枠組壁工法構造用製材(枠組壁工法構造用たて継ぎ材を含む)	申請	<input type="checkbox"/>	実績 <input type="checkbox"/>
③ 構造用集成材(中断面以上のものに限る)	申請	<input type="checkbox"/>	実績 <input type="checkbox"/>
④ 構造用単板積層材(LVL)	申請	<input type="checkbox"/>	実績 <input type="checkbox"/>
⑤ 直交集成板(CLT)	申請	<input type="checkbox"/>	実績 <input type="checkbox"/>
9. 助成対象木材の建て方完了予定月	申請	令和 年 月 (<input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下) 旬	
	実績	令和 年 月 (<input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下) 旬	
10. 共同申請者の有無 (印)	※「あり」の場合、「様式1号(共同申請)」に必要事項を記載し提出		

受付締切
2020年12月18日

【助成対象の木材】

【助成金の額】

前ページへからの続き

⑤ 調達費算出シート
林産物JASの使用量及び調達額がわかる資料

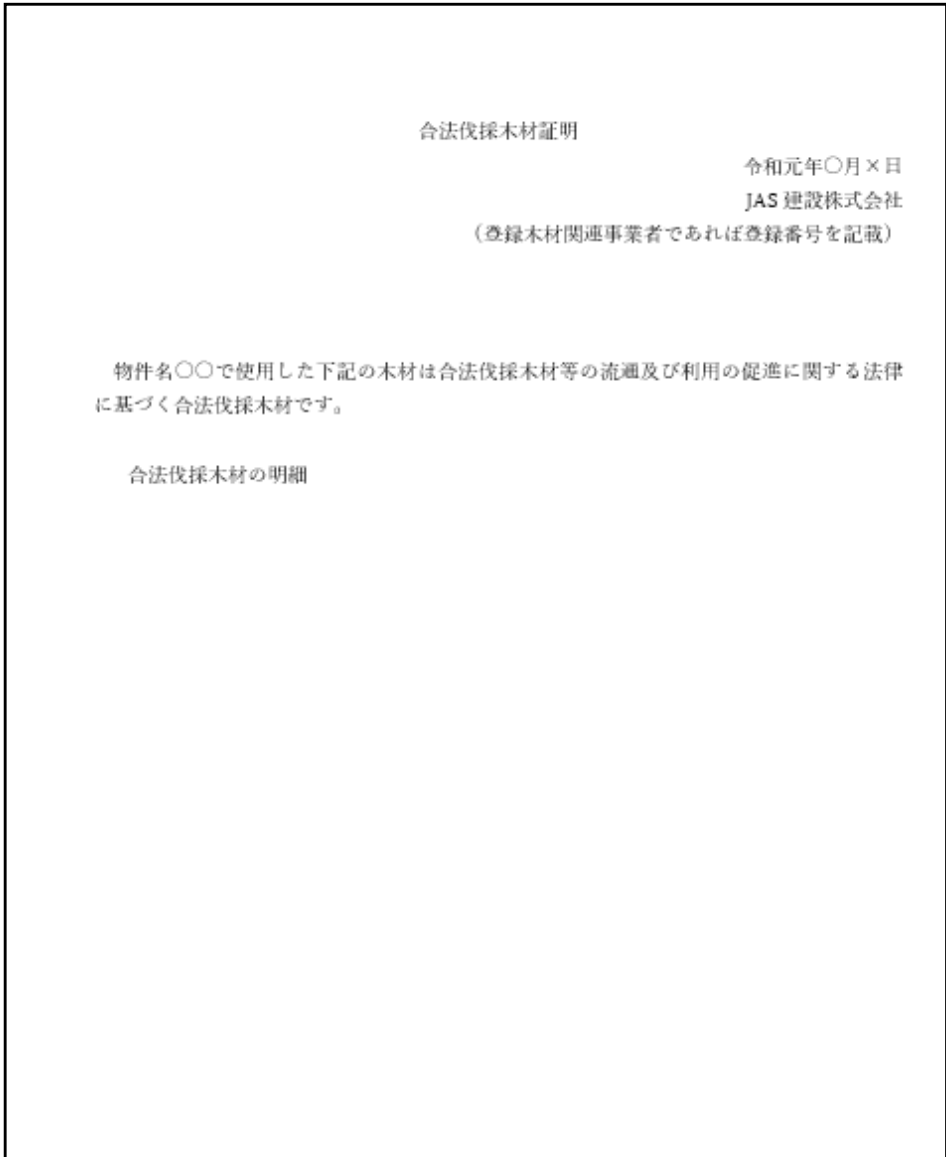
⑥ 交付決定以降に材料発注がされたことがわかる資料
(発注書、材料指示書 等。発注請書では代用できません。)

⑦ 助成対象林産物JASの実調達費がわかる資料
(木拾い表や請求書、領収書 等)

⑧ 林産物JASであることがわかる資料

⑨ 合法伐採木材であることがわかる資料

⑩ その他事務局が助成金の査定に必要な資料



令和 年 月 日

様式7号
JAS構造材個別実証支援事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 印

御社より申請がありましたJAS構造材個別実証支援事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。
なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付して下さい。

個別実証事業 No.	
物件名	
助成金交付決定額	

事務局での交付申請確認後、
交付決定通知書で助成額を
お知らせします。

令和 年 月 日

様式8号
JAS構造材個別実証支援事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名 印

JAS構造材個別実証支援事業の助成金交付規定に基づき、下記個別実証事業の助成金を請求します。

個別実証事業 No.	
物件名	
交付決定通知日	
請求金額	

交付決定通知書に記載された金額を記入して、**全国木材協同組合連合会**に送付してください。

必ず公募要領をお読みください。

詳細はウェブサイトにて

<https://www.jas-kouzouzai.jp/>

JAS構造材

検索



最新情報をメールニュースにて受信できます。
(QRコードから空メールを送信にて登録)



JAS構造材利用拡大事業 事務局

TEL:03-6550-8540

FAX:03-6550-8541

平日10:00~17:30



TOSHIMOKUZAI



木材で街づくり @toshimokuzai